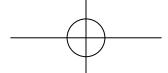


序章

野洲市環境基本計画とは（基礎情報）

- 
- 1. 目的
 - 2. 理念
 - 3. 役割
 - 4. 位置づけ
 - 5. 期間
 - 6. 対象範囲



1. 野洲市環境基本計画の背景と目的

現在の環境問題の多くは、私たちの便利さを優先する日常生活や事業活動に起因しています。環境問題を解決するためには、社会のあらゆる人がそれぞれの役割を公平に分担し、積極的に環境保全活動に参加することが必要です。

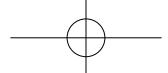
「野洲市環境基本計画」は、地域と地球の良好な環境を保全し持続可能な社会をつくるための計画です。内容は、野洲市にとって望ましい将来ビジョンを明らかにし、それに向かって進むうえで、取り組むべき課題を発見します。そして、市民と行政がそれぞれ、またパートナーシップにより、取らなくてはならない具体的な行動を規定します。

2. 野洲市環境基本計画の理念

計画の理念とは、普遍的な考え方で環境に対する認識、姿勢を明らかにするものです。この計画では、平成16年に制定された野洲市環境基本条例に従い、次の4項目を理念とします。

第3条

- 1.** 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健全で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、人類の存続の基盤である良好な環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2.** 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、自然環境が適正に維持され、人の健康が保護されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるように適切に行われなければならない。
- 3.** 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されるように適切に行われなければならない。
- 4.** 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、地球環境の保全を考え、資源及びエネルギーの消費が抑制されるとともに、これらが循環的に利用が図られること等で環境への負荷の少ない社会が構築されるよう適切に行わなければならない。



3. 野洲市環境基本計画の役割

1

目指すべき環境の将来像（ビジョン）を示します。

2

ビジョンを実現するため、市民・事業者・行政によって取り組むプロジェクトを示し、パートナーシップに基づいて三者協働で実践する方向性を示します。

3

総合的かつ計画的に環境施策を推進するための進行管理の手法を示します。

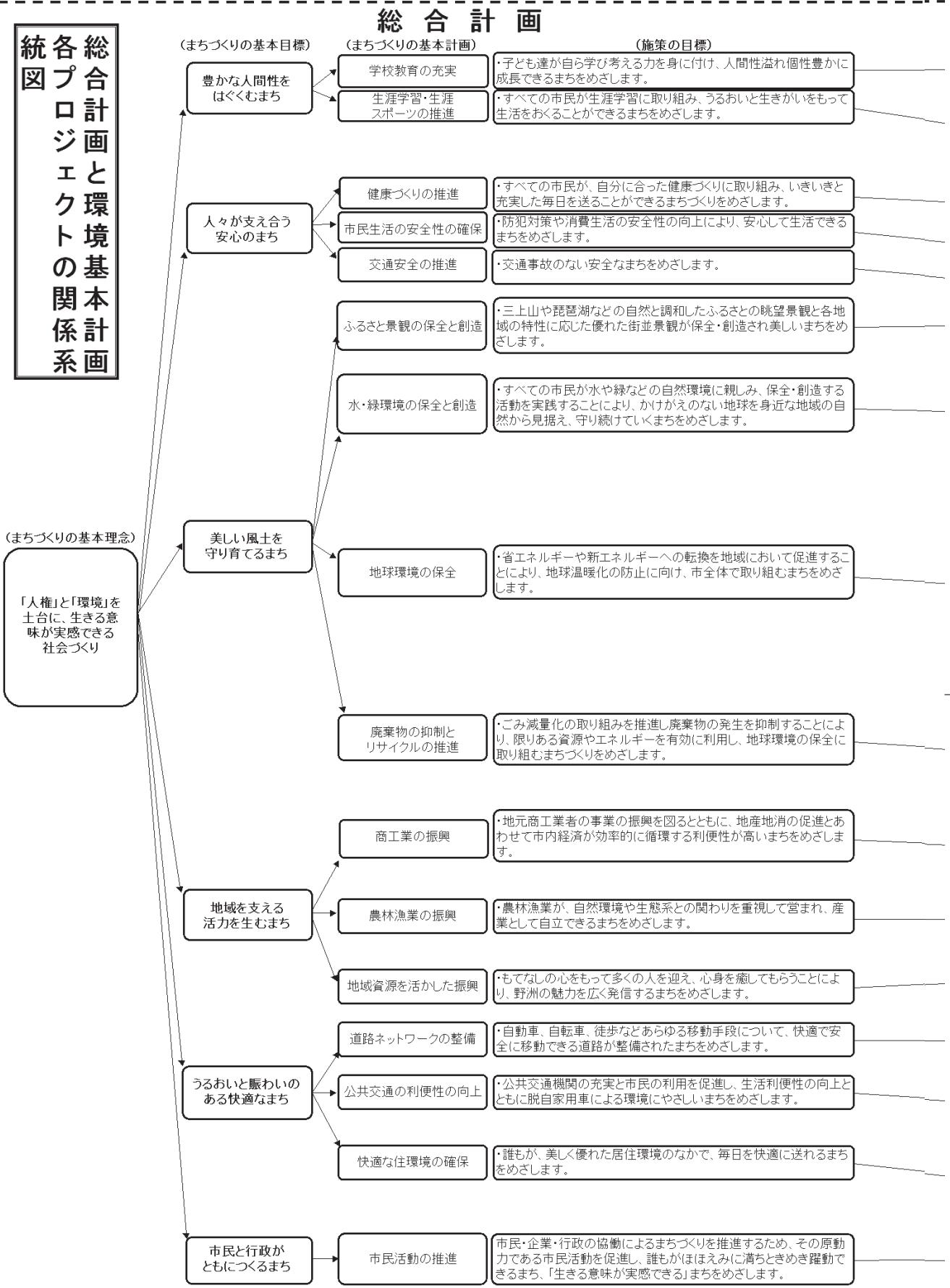
4. 野洲市環境基本計画の位置づけ

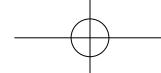
本計画は、「野洲市環境基本条例」第8条に明記された「豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画」として策定します。

なお、この計画は、国・県の環境基本計画の内容を考慮しつつ、本市独自の環境基本計画としてまとめものです。また、市の関連計画との連携を図り、総合的に環境保全を推進する計画にします。

国	・環境基本法…………… (平成5年度) ・環境基本計画…………… (平成6年度) (平成18年度改正)
県	・滋賀県環境基本条例…………… (平成8年度) (平成12年度改正) ・滋賀県環境総合計画…………… (平成9年度) (平成16年度改正)
市	・総合計画…………… (平成18年度) ・国土利用計画…………… (平成18年度) ・都市計画マスターplan…………… (平成18年度) ・市民活動促進計画…………… (平成17年度)

統合計画と環境基本計画の関係図





総合計画

(環境の視点)

- ・環境学習を進め、地球環境保護や野洲市の豊かな自然を愛する心を養います。
- ・市民の環境意識の醸成につながるよう、環境をテーマにした学習機会の提供を図ります。
- ・体験型の学習プログラムなど、野洲市の自然環境(里山～平野～琵琶湖)を生かした学習機会づくりに努めます。
- ・環境保全活動などの市民活動と連携した生涯学習活動を促進します。
- ・食と健康に対する認識を深めることにより、健康意識と環境意識の相互の醸成を図ります。また、自然環境とのふれあいを重視した健康づくり事業を開催することにより、環境意識の向上をあわせて図ります。
- ・環境に配慮した商品や安全な商品を見きわめることや、買物袋を持参など、環境に配慮した消費実践の啓発を推進します。
- ・安全運転は環境にやさしい運転であり、その実践は、交通事故防止と二酸化炭素排出抑制に寄与することから啓発を推進します。
- ・自然環境そのものを保全することを基点にして景観の保全を推進します。
- ・地域の水、緑環境など身近な自然環境の保全と創造は、地球環境全体を地域からかん養する取り組みであり、環境問題の大きな柱であると認識し取り組みを進めます。

- ・脱化石燃料のライフスタイルの実践による地球温暖化防止に向け、公共交通の利用促進や自然エネルギーの普及促進のための取り組みを進めます。
- ・環境問題に取り組む市民団体や地域、事業所の活動を支援するため、情報提供や拠点の確保などに向けての取り組みを進めます。
- ・市民活動における環境保全活動に、企業や事業所を積極的に巻き込んで協働の取り組みを進めます。
- ・BDFや木質バイオマスの利用など、代替燃料の利活用について積極的に取り組みます。
- ・すべての行政の施策や事務事業が、環境の保全に向かって進められていることを検証するシステムの確立を図ります。

- ・地域での廃棄物の適正な処理の取り組みと、地域の自然環境、ひいては地球全体の環境を保全する取り組みは一体的なものであるという認識について、市民の意識の啓発に努め、より高度な理解を図ります。

- ・商工業の操業において、環境が守られるよう指導に努めます。
- ・土地利用においては、自然環境に配慮した計画的推進を図ります。

- ・農地を持続的生態系維持環境として認識して、農薬使用や濁水等自然環境に配慮した農業経営を図ります。

- ・里山から田園、琵琶湖へと続く自然環境を観光資源として積極的に利用し、参加者が自然環境に対する認識を深めることができるように、学習型・体験型の事業展開を図ります。
- ・「水と緑の環境ネットワーク」として、サイクリングロードが効果的に活用されるよう整備に努めます。また、街路における緑地帯の整備や道路用地におけるポケットパークの整備など、道路空間を利用した人にやさしい環境づくりを安全性に配慮しつつ進めます。

- ・自家用車の利用をやめ公共交通を利用するライフスタイルへの転換は、二酸化炭素削減に有効であり、市民に対して利用の促進を啓発します。

- ・企業の社会的な責務に基づき、環境保全活動などにおける自発的な取り組みを促します。
- ・地域の美化や衛生の確保にかかる市民協働の取り組みを支援します。

- ・野洲市のまちづくりの理念である「人権と環境」が、市民活動団体における活動の視点として共有され、さまざまな取り組みが展開されるよう積極的な働きかけと連携を行います。

環境基本計画の各プロジェクト

(分野)

まち・くらし 「環境共育支援ネットやす」の設立と運営

自然 環境保全型農業推進計画

まち・くらし 自動車を利用しなくとも、安心安全安価でクリーンな市内移動が楽しめる交通体系整備

まち・くらし 三上山をはじめとする、野洲ならではの景観を守り育てよう

自然 「おらが川」人が親しめるきれいな川づくり
・野洲の里山の自然に触れよう、知ろう
・野洲の自然を次世代につなぐ「自然案内人」を増やそう
・山の木を活用し、市民の手で野洲の山を守ろう
・葦帯をみんなで増やそう
・琵琶湖を身近なものにしよう
・内湖の復活で琵琶湖を守ろう
・まちなかの緑ボリュームアップ大作戦
・河畔林の再生
・鎮守の森再生
・環境保全型農業推進計画 ★

ごみ・資源 みんなで進める環境学習
・天ぷら油を捨てずにエネルギー(BDF)化しよう

まち・くらし 一人ひとりが自動車社会を見直す「エコドライブ活動」
・バス利用大作戦
・自動車を利用しなくとも、安心安全安価でクリーンな市内移動が楽しめる交通体系整備 ★
・事業所環境保全取り組み向上プロジェクト

ごみ・資源 生ごみ資源化システムづくり
・天ぷら油を捨てずにエネルギー(BDF)化しよう ★
・お得で楽しいリユースステーションをつくろう
・「こんなエコな店あるよ！」ガイドブック作成事業

まち・くらし ごみを出さない売り方・買ひ方が広がるまち

まち・くらし ごみを出さない売り方・買ひ方が広がるまち ★
・事業所環境保全取り組み向上プロジェクト ★

自然 山の木を活用し、市民の手で野洲の山を守ろう ★
・環境保全型農業推進計画 ★
・葦帯をみんなで増やそう ★
・琵琶湖を身近なものにしよう ★
・内湖の復活で琵琶湖を守ろう ★
・「おらが川」人が親しめるきれいな川づくり ★
・野洲の里山の自然に触れよう、知ろう ★
・琵琶湖を身近なものにしよう ★

まち・くらし 自動車を利用しなくとも、安心安全安価でクリーンな市内移動が楽しめる交通体系整備 ★

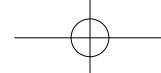
まち・くらし バス利用大作戦 ★

自然 まちなかの緑ボリュームアップ大作戦 ★
・河畔林の再生 ★
・鎮守の森再生 ★

まち・くらし きらりと光る野洲の自然、まち、人応援プロジェクト
・事業所環境保全取り組み向上プロジェクト ★

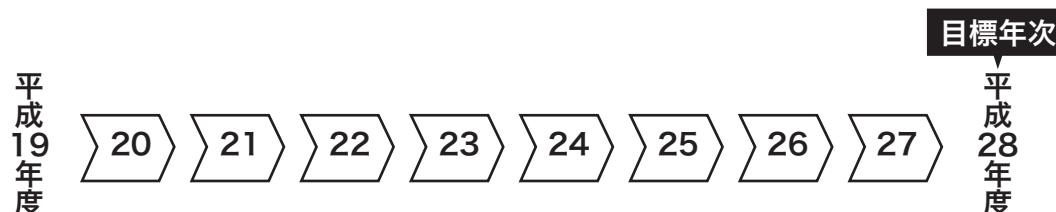
計画の推進体制 市民、事業者、行政の協働の取り組みで計画の推進組織を運営します。

★印のプロジェクトは再掲



5. 野洲市環境基本計画の期間

計画の目的に照らして、必要な事業を、できるところから具体的に実行・推進していきます。10年間を計画の期間としますが、概ね計画策定後5年後を目安とし、社会情勢の変化に応じて計画を見直し、更新します。



6. 野洲市環境基本計画の対象範囲

地域の範囲	
本市全域を対象範囲としますが、環境の影響については広く地球環境まで視野に入れます。なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処します。	
推進主体の範囲	
市民・市民推進組織	市内に在住、在勤、在学する方（市民団体も含む）。
事業所	市内の企業や自営業者。
行政	市役所のみならず、プロジェクトによっては県や国とも調整。
環境の範囲	
自然環境	山、川、農地、緑地、琵琶湖沿岸域など。
ごみ・資源環境	地球環境、ごみ減量、リサイクル、省エネルギーなど。
まち・くらし環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、交通、まちの景観など。